

## サービス付き高齢者向け住宅と有料老人ホームの違い

	有料老人ホーム		サービス付き高齢者向け住宅	
	介護付	住居型	施設型	住宅型
概要	高齢者向けの居住施設		高齢者向けの賃貸住宅	
	介護サービス	生活支援サービス	主に台所や浴室が共同	各部屋に台所と浴室
行政への届出等	届出(義務) 【老人福祉法】		登録(任意) 【高齢者の居住の安定確保に関する法律】	
契約形態	主に利用権契約		主に賃貸借契約	
支払方式	前払金方式のところが多い		一般的に月払い方式	
入居一時金	徴収可		徴収不可	
サービス	「入浴・排泄・食事の介護」「食事の提供」「洗濯・清掃等の家事」「健康管理」のいずれかを提供		・安否確認、生活相談は必須 ・事業者により介護・生活支援サービスを提供	
居室面積	施設ごとに異なる		25㎡以上 (共同スペースがある場合は18㎡) 都は改修の場合には20㎡の緩和を図っている	
職員配置	3:1 (要介護者:ケアスタッフ)	施設ごとに異なる	日中は職員が常駐(概ね9時~17時)し、安否確認・生活相談サービスを提供	
介護保険サービス	「特定施設入居者生活介護」の指定介護保険サービスを利用可	施設・住宅に併設された事業者や、外部事業所から居宅介護サービスが利用可		「特定施設入居者生活介護」の指定介護保険サービスを利用可
介護保険契約	施設事業者と契約	介護サービス事業者を個別に選んで契約		

サービス付き高齢者向け住宅の登録を行った場合、有料老人ホームの届出は免除される。